

## 衆議院の比例代表選挙において、 名簿登載者数が名簿届出政党等が獲得した 当選枠に足りない場合の議席配分について

### 質 問

先の衆議院総選挙では与党が大勝しましたが、比例代表選挙において政党の得票に応じて配分された当選枠がその政党等の名簿登載者数を上回ってしまうような場合、その超過分の当選枠についてはどのように扱われることになるのでしょうか。

### 回 答

当選枠がその政党等の名簿登載者数を上回ったとしても、候補者を届け出ている以上、その政党が当選人を確保することはできません。

この超過分の当選枠については、得票数に応じて、ドント式により算出された結果に基づき、他政党の候補者に配分されることになります。

### 解 説

衆議院議員の選挙は、平成6年の公職選挙法の改正により、それまでの中選挙区制に代わって、各選挙区から1人を選挙する小選挙区選挙と政党等のブロックごとの得票率に応じて議席を配分する比例代表選挙を併せて行う小選挙区比例代表並立制をとっています。

小選挙区制は、300人の定数を全国300の小選挙区に区切って、1つの選挙区ごとに1人を選挙する選挙制度で、政党は各選挙区に候補者を1人しか出せないため、有権者は候補者を通じて各政党が示している政策を中心に政党を選択することができます。また、選挙区域が狭いため、選挙費用も少なくすむといった利点があります。

しかし、最も多く得票した候補者のみが当選するので、落選者に投じられた死票が多くなり、民意を正確に反映しにくいといった欠点も持っているとされています。

比例代表制は、180人の定数を全国11のブロックに分割して配分し、各政党の得票数をブロック単位で集計して得票率に応じた議席を配分する制度で、死票がほとんどなくなり、少数派の意見も含めて有権者の民意を正確に議席に反映できるといった利点があります。

しかしながら、制度が複雑であり、また、拘束名簿式を採用している衆議院議員の比例代表制では、有権者が個人を選べないといった不満が生じやすい面もあります。

なお、現在の衆議院議員総選挙では、小選挙区制と比例代表制の2つを並行して行う小選挙区比例代表並立制を採用しており、政党は小選挙区の立候補者を比例代表の候補者名簿に登載することもできるため、「小選挙区制」と「比例代表制」に重複して立候補することができます。

比例代表選挙における当選人の数の決定及び当選人の決定については、公職選挙法第95条の2に規定されています。各政党への議席を配分する方式については、多種多様な方式が案出されていますが、日本の比例代表選挙では、衆議院・参議院ともに、いわゆるドント式が採用されています。

ドント式とは、各政党の得票数を1から始まる整

図1 ドント式の計算例  
 : A党の名簿登載者が5名以上の場合  
 有効投票数1800、定数10

	A党	B党	C党
得票数	900	630	270
÷1	900 ①	630 ②	270 ⑥
÷2	450 ③	310 ④	135
÷3	300 ⑤	210 ⑧	90
÷4	225 ⑦	157.5⑩	67.5
÷5	180 ⑨	126	54
÷6	150	105	45
配分議席	5	4	1

数で順次除し、得られた商の大きい順に定数に達するまで各政党に議席を配分するものです（図1）。なお、衆議院議員総選挙では、各政党が届出を行う候補者名簿に、政党があらかじめ当選人となるべき順位を記載し、この順位に従って当選人を決定する拘束名簿式を採用しています。

このように、各政党の得票数に応じて配分議席を決めていくことになるのですが、A党の名簿登載者が4名であった場合、9番目の議席を割り振るにも、A党の名簿登載者がいないため、A党はそれ以上議席を確保することができないことになります。

この場合は、現に名簿登載者が存在する他の政党に対して、得られた商の多い順に、順次議席を配分することになります。（図2；結果、C党が1議席確保することになる。）

図2 ドント式の計算例

：A党の名簿登載者が4名の場合  
有効投票数1800、定数10

	A党	B党	C党
得票数	900	630	270
÷1	900 ①	630 ②	270 ⑥
÷2	450 ③	310 ④	135 ⑩
÷3	300 ⑤	210 ⑧	90
÷4	225 ⑦	157.5 ⑨	67.5
÷5	(180)	126	54
÷6	(150)	105	45
配分議席	4	4	2

衆議院総選挙は小選挙区比例代表並立制のもとで過去3回行われましたが（第41、42、43回）、そのいずれにおいても、比例代表選挙での各政党の獲得議席数が名簿登載者数を上回ることはありませんでした。

ところが、今年9月に執行された第44回衆議院議員総選挙では、設問のような小選挙区比例代表並立制導入以降初の現象が起きました。

東京都ブロックにおいて、連立政権の中心政党である自由民主党が比例代表との重複立候補者を擁立していた小選挙区（25選挙区）で実に23議席を獲得したために、名簿届出時点では30人いた比例代表候

補者は、最終的には7人となりました<sup>注1</sup>。

その結果、自由民主党は比例代表では8議席分の得票を獲得したにもかかわらず、名簿登載者の数が配分議席数を下回ることになってしまいました。

公職選挙法では、衆議院の比例代表選挙において、特定の場合を除いて名簿登載者の補充をすることができず<sup>注2</sup>、議席を割り振るべき名簿登載者がいない以上、その議席は他政党へ順次配分されることになります。

今回の選挙では、議席を割り振るべき名簿登載者がいなかったために、まさしく、図2の網掛け部分のように、本来自由民主党が獲得したはずの1議席分は、最終的に他党に回るようになったものです。

注1 重複立候補者が小選挙区で当選した場合は、名簿から外される。

注2 死亡、除名、離党等により名簿登載者でなくなった者の数が、当初の名簿登載者数の4分の1を超えた場合にのみ、選挙の期日の10日前までに欠けた数の範囲内において名簿登載者の補充の届出をすることができる。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）